

議案第四九号

固定資産評価審査委員會條例の制定について
固定資産評価審査委員會條例を次のように定める

昭和二十八年十二月十八日提出

三朝町長 坂出 雅



昭和廿八年三月廿八日

議長 天野 廉二



固定資産評価審査委員会条例

第一節 総則

(この条例の目的)

第一条 この条例は、地方税法昭和三十五年法律第百二十六号以下(以下「法」という)第百三十一条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という)の審査の手帳記録の保存その他審査に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 委員長及び書記

(委員長)

第二条 委員会に委員長を置く。

2 委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならぬ。

3 委員長は、この条例及び固定資産評価審査委員会規程の定めるところによつてその職務を行う。

4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合において、あらかじめ指定する委員が、その職務を行う。

5 委員長の任期は、一年とする。但し再任することと妨げない。

(書記)

第三条 委員会に書記一人を置く。

2 書記は町職員のうちから町長の同意を得て委員長が任命する。

3. 書記は、委員長の指揮を受けて、調査書を作成し、及び委員会の庶務を處理する。

第三章 審査の請求

(審査の請求)

第四條 去條四百三十二條の規定による審査の請求は、審査請求書正副各一通を委員
会に提出しなげればならない。

2. 審査請求書には、左に掲げる事実を記載し、請求者がこれに署名捺印しなげれば
ならない。

一 請求の年月日

二 請求者の住前氏名及び生年月日(請求者が法人である場合にあっては、その名
稱及び主たる事業所の所在地並びに代表者の住前氏名)

三 請求者に法定代理人がある場合にあっては、その住前及び氏名

四 請求事項

五 請求の事由

六 口頭審理の手続による審査を申請する場合にあっては、その旨

3. 審査請求には、貸借対照表その他の審査に關し必要な資料を添附することができ
る。

4. 請求者は、審査請求書の提出後、その記載事項に変更を生じた場合にあっては、直
に当該変更に係る事項を委員会に届出なげればならない。

(審査請求書の受理及び却下)

第五條 委員会は、審査請求書が提出された場合において、速やかに、その記載事項、提
出期限その他の事項について調査をしなげればならない。

2. 委員会は、前項の調査の結果、審査請求書がその提出期限内に提出されたものと
あり、但つ適法

- る方を備えていゝるのである場合に於いては、これを受理しなればなり
 - 3 委員会は一項の調査の結果、審査請求者の記載事項に欠缺がある場合に於いては
 - 5日以内の期間を定めて、請求者への欠缺を補正させなければなり
 - 4 委員会は前項の場合に於いて請求者が所定の期間内に欠缺を補正しなかつたときは審査請求書の却下をしなければなり
 - 5 委員会は審査請求書を受理した場合に於いては、その旨を町長へ却下した場合に於いてはその旨を請求者に通知しなければなり
- (審査の請求の取下)
- 第六条 請求者は委員会が審査の決定を行うまでの間は何時でも審査の請求の全部又は一部を取り下げることができる
 - 2 審査の請求の取下は、その旨を記載した文書を委員会に提出してこれをしなければなり

第四節 審査の請求

- (審査の併合)
- 第七条 委員会が相関連する事案に係る複数の請求を併合して審査することと適當と認められる場合に於いては、これを併合して審査することができ
- (資料の提出)
- 第八条 請求者は審査の決定がなされるまで、何處でも審査に同じ必要は資料を提出することができる

(書面審理)

第九条 委員会は、書面審理を行う場合において、町長に対し審査請求書の副本を提出し、必要と認められる資料の概要を記載した文書を提出し、期限を定めて答辨書を求め

しのとす

2. 委員会には必要があると思つる場合において、請求者に対し、調査の提出した答辨書の内容及び必要と認めらる資料の複製を無償とし、文書を送付し、期限を定めて辨別する者の提出を求めらるることのできる。
3. 委員会には必要があると思つる場合において、調査に対し、請求者の提出した辨別書の内容及び必要と認めらる資料の複製を無償とし、文書を送付し、期限を定めて調査答辨書の提出を求めらるることのできる。

(口頭審理)

第十條 請求者は口頭審理に出席して意見を述べることが出来る。

又委員会に口頭審理を行う場合において、そのつど、文書又はその他の方法で口頭審理の日時及び場所を請求者及び町長に通知しなればならない。

3. 委員会は必要があると思つる場合において、関係者相互の対質を求めることが出来る。

4. 委員会は、関係者に対し、その請求により口頭による証言にかえて口述書の提出を許すことが出来る。

5. 前項の口述書には、左に掲げる事項を記載し、提出者が二枚に署名押印しなればならない。

- 一 提出者の住所、氏名及び職業
- 二 提出の年月日
- 三 証言すべき事項

6. 委員会は、請求者が出席してらるる場合においては、口頭審理を終了するに先だつて、請求者に対し、意見を述べらるる機会を失はなければならぬ。

7. 審理は口頭審理について、証言を作成しなればならない。

8 前項の調書には左に掲げる事項を記載し、審理を行つた委員及び調書を作成した者がこれに署名押印しなればならない。

- 一 事案の表示
- 二 審理の場所及び年月日
- 三 出席した関係者の住所及び職業
- 四 審理の要領
- 五 その他必要な事項

(併用審理)

第二條 委員会は審理のため必要があると思つた場合においては前二條の規定にかかわらず、書面審理と口頭審理を併せて行うことができる。

(実地調査)

第三條

書記は実地について調書を作成しなればならない。

2 前項の調書には左に掲げる事項を記載し、調査を行つた委員及び調書を作成した

書記がこれに署名押印しなればならない。

一 事案の表示

二 調査の場所及び年月日

三 調査の結果

四 その他必要な事項

(職事について)

第十三條 書記は前二條に規定するものの外、委員会の議事について調書を作成しな

ればならない。

2 前項の調書には左に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成し

た書記がこれに署名押印しなればならない。

一 申案の表示

二 會議の場所及び年月日

三 會議の要領

四 その他必要な事項

(決定書の作成)

第十四条

委員会は審査の決定をなする場合においては決定書を作成しなければならぬ。

(審査の秩序維持)

第十五条

委員会は審査の進行を妨げる者に対し退席を求めることができる。

第五節 雑則

第十六条

(関係者に対する費用の徴収)

去条第四百三十三條第三項の規定によつて関係者に対し出席及び証言を求めた場合においては当該関係者(請求者を除く)に対して日当二百五十円を支給する。

但し車馬費を要する場合は一料につき四百円支給するものとする。

第十七条

(固定資産評価審査委員会の規程の任)

この條例に定めるものを除く外審査の手續記録の保存その他審査に關し必要な事項は固定資産評価審査委員会規程で定める。

附則

一 この條例は公布の日から施行する。

二 本條例の適用に關する條例(昭和一十八年三朝町條例第五号)中固定資産評価審査會條例は廃止する。